

令和6年横瀬町農業委員会第1回総会議事録

1. 開催日時 令和6年1月25日(木) 午前10時から10時15分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(12人)

会長	5番	富田哲夫
会長職務代理者	2番	浅見明仕
農業委員	1番	武藤量司
	4番	若林想一郎
	6番	小泉茂樹
	7番	町田幸広
	8番	村越聡
	9番	平沼邦夫
	10番	千島孝夫
農地利用最適化推進委員	第1	平沼良一
	第2	関口孝夫
	第3	石黒夢積

4. 欠席委員(1人)

3番 八木原智宏

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	町田勝一
書記	小俣敏孝
	渡部希生

7. 会議の概要

議 長 皆さん、こんにちは。新年になりまして第1回目の農業委員会ということです。今年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日は3番の八木原智宏委員から欠席の旨のご通知がありましたので、ご報告を申し上げます。

本日の出席委員は9名でございます。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第1回の農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例により、議長よりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

9番、平沼邦夫委員、10番、千島孝夫委員のご両名をお願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件でございます。

会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたします。

日程第3、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

まずは、議案第1号につきまして、事務局から説明を求めます。

事 務 局 議案第1号について説明いたします。

議案第1号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は田、現況地目は休耕地で、台帳面積は218平方メートルです。譲受人、譲渡人ともに議案書にございますとおり、横瀬町在住の方であります。

申請理由は自己用住宅で、権利の種類は所有権の移転となっております。

3ページ目を御覧ください。案内図1で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、17区公会堂より東、約30メートルのところ申請地

になります。

今申請は、譲受人が現在居住するアパートが手狭となったため、新たに自己用住宅の建築をしたいとのことで提出されたものであります。

当該農地は、添付された経緯書のとおり、昭和52年7月に工場用地として転用許可を得ておりますが、賃貸借権の設定のためか地目変更登記が行われていませんでした。

その後、賃貸借の契約終了に伴い工場が取り壊され、今回、自己用住宅用地として売買するにあたり新たに農地転用の手続が必要になったものであります。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の関口推進委員、お願いします。

関口推進委員 農地利用最適化推進委員の関口です。上程されました議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、1月19日午後1時頃、補助委員の町田委員と現地確認を行いました。場所は、17区公会堂の東、約30メートルのところにある農地です。

事務局の説明にもありましたが、譲受人が賃貸での生活が手狭になったため、自己用住宅の建築をしたいということで転用申請をするものであります。

経緯書にも詳細が記載されているとおり、昭和52年に転用許可を受け、地目変更登記の手続が漏れたまま工場を取り壊してしまったとのことであります。今回、自己用住宅の建築であれば転用許可はやむを得ないと判断されます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議 長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員7番 町田委員、お願いします。

町田委員 補助委員の町田です。上程されました議案第1号につきまして所見を申

上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、1月19日午後1時頃、関口推進委員と現地確認を行いました。申請地は、周辺に農地もありますが、自己用住宅であれば周辺農地に与える影響も少ないと判断されるため、許可相当としてよいと思われま

す。

議 長

ありがとうございます。

暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時 9分

再 開 午前10時13分

議 長

それでは、会議を再開いたします。

以上で担当委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。質疑のある方は挙手をお願いし

ます。

〔「なし」〕

議 長

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第1号につきまして、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議 長

ありがとうございます。出席委員全員賛成でございます。

よって、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付しまして県知事宛てに進達することに決定いたしました。

ここで、会議録での字句の整理について、お諮りいたします。

会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」〕

議 長

異議なしと認めます。よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は、全て終了でございます。これをもちまして閉会といたします。ご苦勞さまでございました。

(午前10時15分)